

軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて

令和7年2月
大和高田市保健部介護保険課

要支援1・要支援2及び要介護1と認定された者(以下「軽度者」という。)については、その状態像から見て想定しにくい一部の種目(車椅子及び車椅子付属品、特殊寝台及び特殊寝台付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く。))については、原則として保険対象となりません。

また、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものを除く。)については、要介護3以下と認定された者に対しても、原則として保険対象となりません。

しかし、軽度者(自動排泄処理装置については要介護3以下)であっても、上記の福祉用具が必要な状態である事例が存在するため、当市で取り決めた必要な書類の提出により、保険対象の可否について検討致します。

●提出書類

- ・軽度者に対する福祉用具貸与 算定フローチャート参照(居宅介護サービス計画第1表については交付し署名のあるもの)
- ・医師への確認書類については、書式によっては費用が発生する場合がありますので、対象者に十分理解を得た上で書類をとり寄せてください。
- ・主治医氏名については、サービス担当者会議のメンバーであり、福祉用具使用について意見を頂いた医師とします。

●提出先

大和高田市介護保険課……………要介護
大和高田市地域包括ケア推進課……………要支援

●結果通知

申請受付後、内容を確認し貸与について当市で検討の上、担当者に可否を連絡いたします。

●留意事項

- ・状態の変化により区分変更申請を考えている場合は、先にご相談ください。
- ・遑って承認することはできませんので、必ずサービス利用開始までに申請書等を提出してください。
- ・承認された場合は継続的にモニタリングし、更新または区分変更認定を受けたときに軽度者の場合(自動排泄処理装置については要介護3以下)は、再度書類を提出してください。

<問い合わせ先>
大和高田市保健部介護保険課
Tel 0745-22-1101